

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、グローバル化が進展する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性及び多文化理解の精神を身につけた人材の育成並びに鹿島への愛着心の醸成を目的として、佐賀県立鹿島高等学校（以下「鹿島高校」という。）に対し、予算の範囲内において鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その助成金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 4 7 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象となる研修、助成対象経費等)

第 2 条 助成金の交付対象となる研修、助成対象経費、助成率及び助成金の限度額は、次の表のとおりとする。

交付対象となる研修	助成対象経費	助成率	助成金の限度額
釜山外国語大学校が実施する語学研修や国際交流等に、鹿島高校に在籍している生徒が参加する研修（海外滞在期間が 1 週間以上 3 か月未満のものに限る。）	旅費（渡航費、外国内旅費）、宿泊費、研修費、その他市長が特に必要と認める経費	助成対象経費の 1／2 以内	生徒一人当たり 1 5 万円を上限とする。

2 助成金の額は、助成対象経費に対して、助成率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額）とする。

(助成金の交付申請)

第 3 条 鹿島高校は、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施に係る予算書
- (2) 研修内容がわかる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは速やかに助成金の交付決定を行い、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により鹿島高校に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができるものとする。

(計画等の変更申請)

第5条 鹿島高校は、助成金の交付決定後の事情により申請の内容に変更が生じたときは、直ちに鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合はこの限りでない。

(助成金の変更交付決定)

第6条 市長は、前述の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容を変更することが適当と認めるときは、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により鹿島高校へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第4条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた鹿島高校は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内に鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金確定通知書（様式第6号）により鹿島高校に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第2項の規定による助成金の確定通知を受けた鹿島高校は、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は事業が完了したと認められる場合に助成金を交付するものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、概算払で交付することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第4条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた鹿島高校が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 交付条件に違反したとき。

2 市長は第1項の規定により助成金の交付決定の取消しを行った場合は、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付取消通知書（様式第8号）により鹿島高校に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、第7条第2項の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

2 市長は前条第1項の規定により、助成金の交付決定を取消したときは、鹿島高校に対し、既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命じることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度分の助成金から適用する。

年 月 日

鹿島市長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付申請書

鹿島高校海外研修チャレンジ事業を下記のとおり実施しますので、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱の規定に基づき助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

研 修 名	
研修の目的及び内容	(目的) (内容)
実 施 予 定 時 期	
事業経費（予定）額	円
今 回 申 請 額	円

※ 予算書、研修内容がわかる資料、その他関係書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 研修名

2 交付決定額 金 円

3 交付予定時期

4 交付条件

- (1) 事業完了後、30日以内に実績報告書（様式第5号）を提出すること。
- (2) 事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 交付決定に不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱の定めを遵守すること。

年 月 日

鹿島市長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金変更交付申請書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る鹿島高校海外研修
チャレンジ事業については、下記の理由により申請内容を変更します。

記

研 修 名	
交 付 決 定 額	円
変 更 内 容	

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請があった鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更交付決定額 金 円

3 交付予定時期

4 交付条件

- (1) 事業完了後、30日以内に実績報告書（様式第5号）を提出すること。
- (2) 事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 変更交付決定に不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、変更交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱の定めを遵守すること。

年 月 日

鹿島市長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた鹿島高校海外
研修チャレンジ事業助成金について、事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

研 修 の 成 果	
事 業 経 費 総 額	円
備 考	

※ 事業実施内容説明書、領収書写し、決算書、請求書（市指定）等を添付してください。

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金の額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金確定額 金 円

2 交付条件

鹿島市補助金交付規則及び鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

鹿島市長 様

(請求者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金について、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 助成金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※ 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

※ 通帳の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱の規定により通知します。

記

1 助成金取消金額 金 円

2 取消理由